

平成30年度 国保税の税率等決定 国保税賦課額は前年に比べ13・8%減

平成30年度から財政の安定化を図ることで、国民健康保険(国保)制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、国保事業の県単位化がスタートし、兵庫県も保険者となって本市と共に国保運営を行ってまいります。



国保税は、加入者の医療費や後期高齢者の医療費を支援する費用、介護保険サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

本年度の国保税の算定では、①県単位化により国の財政支援が手厚くなったこと②制度改正による事業の廃止③繰越金の2分の1相当額の2億3千万円を国保税軽減に活用することなどで、1人当たりの国保税賦課額は、財政調整基金を取り崩すことなく、前年度に比べ13・8%の減となりました。

1世帯当たりの国保税額の決まり方

国保税は①医療保険分(以下「医療分」)②後期高齢者等支援金分(以下「支援金分」)③介護納付金分(以下「介護分」)40歳以上65歳未満の方が対象)の三つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。また、各課税区分の税額は、世帯加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率等で算出します。

$$\begin{aligned} &\text{国保税} \\ &= \text{①医療分} \\ &+ \text{②支援金分} \\ &+ \text{③介護分} \end{aligned}$$

①医療分(1年間に予想される医療費の総額から算定) 兵庫県が算定した医療分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

②支援金分(国が定める後期高齢者医療費の額から算定)

兵庫県が算定した後期高齢者支援金分納付金の額から国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

《平成30年度の課税区分ごとの税率》

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(所得)	4.70%	3.10%	2.16%
資産割(固定資産税)	10.71%	6.90%	6.89%
均等割(被保険者数)	18,500円	11,200円	10,400円
平等割(1世帯につき)	14,100円	8,500円	5,400円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

③介護分(国が定める介護費用の額から算定)

兵庫県が算定した介護分納付金の額から、国・県補助金等を差し引いた額を国保税として負担します。

納税義務者は世帯主

世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

賦課限度額の見直し

医療分の賦課限度額の見直しが行われ、現行54万円が58万円に引き上げられました。

国保税の軽減・減免制度

軽減制度

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、同じ世帯に属する被保険者の国保税が過大とならないよう、次の措置を講じます。

▼国保税の軽減判定

国保から後期高齢者医療制度へ移行することで、世帯の国保被保険者が減少しても、従前どおり後期高齢者の所得

および人数も含めて軽減判定を行います。

▼平等割の軽減

国保から移行した後期高齢者と同じ世帯に属する国保単身世帯について、医療分と支援金分の平等割を移行した月から5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を減額します。

▼低所得世帯に対する軽減

前年の所得金額により、左表のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。なお、5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

《前年所得(世帯主と被保険者の合計)が次の金額以下の世帯》

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	現行どおり
5割軽減	33万円 + 27万円 × 被保険者数	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 49万円 × 被保険者数	33万円 + 50万円 × 被保険者数

▼非自発的失業者に対する軽減(離職した月の翌年度末分まで)

解雇や倒産などで、非自発的な離職を余儀なくされた国保加入者について、国保税算定に用いる前年所得のうち、給与所得を100分の30に減額して計算します。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください(申告書の提出が必要です)。

減免制度

▼災害・廃業・生活困窮世帯に対する減免

災害・廃業・生活困窮などで国保税を納めることが困難となった場合、その程度に応じて国保税の一部が減免される場合があります。詳細は、税務課市民税係に問い合わせてください。

▼被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったこと

による減免(当分の間)

75歳になる方が、被用者保険などの被保険者(本人)から後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国保に加入した場合、所得割・資産割が免除され、均等割と平等割が2

分の1に軽減されます。詳細は、市民課国保医療係に問い合わせてください(申請書の提出が必要です)。

国保税を長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格者証」を交付することになります(ただし、高校生以下の加入者については6カ月の短期保険証を交付します)。この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請で支給することとなります。経済的な事情で納付が困難な方は、早めに税務課収税係に相談してください。



問合せ

・申告・課税：税務課市民税係 ☎21-9045
 ・納税方法：税務課収税係 ☎23-1118
 ・医療・給付：市民課国保医療係 ☎21-9061

玄武岩の玄武さんが堅いテーマも柔らかく解説

豊岡のこころは国じや! 40

おやこ支援室って何する所?



玄武さん、友達のお母さんがもうすぐ赤ちゃんを産むんだけど、いろいろ心配でどこか相談できる所がないかなって言うてたよ?

豊岡市は、そんなお母さんが気軽に相談できるように、健康増進課に「おやこ支援室」を作ったよ。

どんなことをしてくれるの?

安心して妊娠や出産、育児ができるように、保健師が相談に乗って、必要な支援を切れ目なく行なうよ。



▲マタニティママ&ベビー交流会

お腹に赤ちゃんがいるお母さん同士で話もしたいって言うてたよ。

妊婦さんや生後6カ月までの赤ちゃんがいるお母さん同士の交流会「マタニティママ&ベビー交流会」というのを年6回、アイティにある子育て総合センターと保健センターでやるとるよ。

赤ちゃんが産まれた後、お母さんの体調が良くなかったらどうしたらいいの?

お母さん自身がえらいときは、病院に宿泊したり、



▲相談室

助産師に訪問してもらおうことで、産後のケアを受けることができるよ。

おじいちゃんやおばあちゃんが遠くで暮らしている、赤ちゃんやおうちのことを手伝ってくれる人がいないって言うてたよ?

「少し家事を助けてほしい、赤ちゃんのお風呂を手伝ってほしい、誰かに話を聞いてもらいたい」と思ったら、サポーターの訪問支援を受けることができるよ。

相談は誰でも利用できるの?

利用するには、条件があるものや費用が必要なものがある。おやこ支援室(☎21-9604)に問い合わせてくださいね。

何でも相談できる場所があったら、お父さんも安心だね。

お父さんも安心だね。